

平成26年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成26年 1 月 27 日 午前10時00分開会 (開議)

日程第 1	会議録署名議員の指名	11番 中田 恭一 12番 久間 進
日程第 2	会期の決定	334日間 決定
日程第 3	審議期間の決定	4 日間 決定
日程第 4	諸般の報告	議長 報告
日程第 5	報告第 1 号 平成 2 4 年度壱岐クリーンエネルギー株式 会社に係る経営状況の報告について	企画振興部長 説明 質疑なし報告済
日程第 6	報告第 2 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報 告について	保健環境部長 説明 質疑なし報告済
日程第 7	議案第 1 号 損害賠償の額の決定について	保健環境部長 説明、質疑 産業建設常任委員会付託
日程第 8	議案第 2 号 損害賠償の額の決定について	保健環境部長 説明、質疑 産業建設常任委員会付託
日程第 9	議案第 3 号 損害賠償の額の決定について	教育次長 説明、質疑 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第 4 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定につい て	各部長 説明、質疑なし 分割付託
日程第11	議案第 5 号 壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条 例等の一部改正について	総務部長 説明、質疑なし 総務文教厚生常任委員会付託
日程第12	議案第 6 号 壱岐市自動車教習場条例の一部改正につい て	総務部長 説明、質疑なし 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (壱 岐市三島診療所)	保健環境部長 説明 質疑なし 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (壱 岐市原島診療所)	保健環境部長 説明 質疑なし 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第 9 号 平成 2 5 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 8 号)	財政課長 説明、質疑なし 委員会付託省略 本会議 可決
日程第16	請願第 1 号 壱岐カード詐欺事件に関する請願	紹介議員説明 質疑なし 壱岐カード詐欺事件に関する 請願の特別委員会付託

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

2番	土谷 勇二君	3番	呼子 好君
4番	音嶋 正吾君	5番	小金丸益明君
6番	深見 義輝君	7番	今西 菊乃君
8番	市山 和幸君	9番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	中田 恭一君
12番	久間 進君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	鵜瀬 和博君
16番	町田 正一君		

欠席議員 (1名)

1番 赤木 貴尚君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	桒崎 文雄君	事務局次長	米村 和久君
事務局次長補佐	吉井 弘二君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	山下 三郎君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	山本 利文君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	堀江 敬治君
教育次長	米倉 勇次君	消防本部消防長	小川 聖治君
病院部長	左野 健治君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開会

○議長（町田 正一君） おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

赤木貴尚議員から、インフルエンザにより欠席の届けがあっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成26年度壱岐市議会定例会を開会します。

これから、議事日程表（第1号）により、1月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、中田恭一議員、12番、久間進議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（町田 正一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る1月20日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員会委員長に対し、協議結果の報告を求めます。小金丸益明議会運営委員長。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○議会運営委員長（小金丸益明君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

平成26年壱岐市議会定例会の会期日程（案）、1月会議の審議期間及び議事運営について協議のため、去る1月20日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

本定例会の会期日程案につきましては、壱岐市議会通年議会実施要綱第2条により、本日から御用納めの12月26日までの334日間とする旨申し合わせをいたしました。

また、定例会1月会議の審議期間の日程案については、お手元に配付しておりますが、本日から1月30日までの4日間とすることにいたしました。

1月会議に提出されます案件は、報告2件、条例制定1件、条例の一部改正2件、補正予算1件、その他5件の合計11件となっております。

また、請願1件を受理いたしておりますが、この請願につきましては、議長を除く全議員で構

成する特別委員会を設置し審査すべきということを確認いたしております。なお、特別委員会の設置については、議長発議でお願いいたします。

本日は、会期の決定、審議期間の決定、議長の報告の後、本日送付された議案の上程、説明を受け、質疑を行い、委員会付託を行うようにいたしております。

なお、上程議案のうち、議案第9号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）については、委員会付託を省略し全員審査をお願いします。

1月28日は、各常任委員会及び特別委員会の開催日としております。

1月30日、本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上が、平成26年壱岐市議会定例会の会期日程（案）、1月会議の審議期間及び議事運営の内容であります。

通年議会も3年目に入りました。円滑な運営に御協力賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

〔議会運営委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から1月26日までの33日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から1月26日までの33日間と決定いたしました。

日程第3. 審議期間の決定

○議長（町田 正一君） 日程第3、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。1月会議の審議期間については、先ほどの議会運営委員長の報告のとおり、本日から1月30日までの4日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。したがって、1月会議の審議期間は、本日から1月30日までの4日間と決定をいたしました。

日程第4. 諸般の報告

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、諸般の報告を行います。

平成26年壱岐市議会定例会1月会議に提出され、受理した議案等は11件と請願1件であります。

次に、系統議長会であります。

去る１月２１日、長崎市で開催された「長崎県市議会議長会研修会」に出席をいたしました。

研修会では、長崎県文化観光物産局の松川局長を講師にお招きし、「世界遺産登録に向けての活動状況について」と題した講演が行われ、世界遺産の決まり事や仕組み、登録へのルール、産業革命遺産の現状と課題等の研修を行いました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は、御高覧をお願いします。

今定例会１月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成２６年壱岐市議会定例会の開会及び１月会議開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

本年も、議員各位を初め、市民皆様の御理解、御協力を賜り、全力で市政運営に当たってまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、本年３月１日壱岐市は、市制施行１０周年を迎えます。この間、議員各位、市民皆様、さらには多くの関係機関団体の皆様の御理解、御協力をいただきまして１０周年を迎えることができます。

これまで、一支国博物館の開館、光ケーブル網の整備、壱岐市ケーブルテレビの開局、中学校４校体制のスタート、石田スポーツセンターや学校給食センター、壱岐クリーンセンター、汚泥再生処理センターの建設など、壱岐市の将来、市民皆様の暮らしの向上と、壱岐市の振興発展並びに壱岐市の将来を見据えた施策に取り組んでまいりましたが、これからがまさに重要な時期だと思っております。

特に、市民病院の長崎県病院企業団加入や離島航路運賃の低廉化、ＪＲ並み運賃の早期実現を柱とした交流人口の拡大を図ってまいります。

この中でも、人口減少対策について、企業誘致を初め、地場産業の振興による雇用の場の創出等、壱岐市発展のため今後も全力で取り組んでまいります。

また、この１０周年を記念してさまざまなイベントを行います。２月１０日には日本消防協会秋本会長の特別講演会、３月１日、壱岐市市制施行１０周年記念式典、３月１６日、NHKのど自慢壱岐大会、さらに３月２２、２３日の両日、壱岐焼酎七蔵めぐりが予定されております。

市民皆様には、本年行われますさまざまなイベントに壱岐市市制施行１０周年の冠をつけてい

ただき、10周年を盛り上げていただきたいと思います。

さて、本日提案いたしております案件は、報告2件、損害賠償の額の決定について3件、条例の一部改正等3件、公の施設の指定管理者の指定について2件、そして一般会計補正予算1件の合計11件でございます。特に消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備について、今回改正が必要な使用料等に係る条例の改正41件をまとめたものを提出しております。

詳細については、担当部長等から説明させますが、慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げまして、平成26年壱岐市議会定例会の開会及び1月会議開催に對しての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第5. 報告第1号

○議長（町田 正一君） 初めに、日程第5、報告第1号平成24年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日の報告案件及び議案の御説明につきましては、担当部長及び課長等にさせますのでよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） おはようございます。それでは、報告第1号平成24年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の報告でございます。この報告につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定する、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社への予算の執行の適正化等を図る観点から、公金をもって、資本金等の4分の1以上、2分の1未満の出資をしている法人等についても市長の調査等の対象となっているところでございまして、昨年、11月29日の定期株主総会が開催されましたので、これを受けて報告するものであります。

1ページから経営状況報告となっており、2ページから4ページは事業経過報告書でございます。

5ページ、A3判の発電事業実績表をお開きください。

表の中ほどに、売電金額という欄がございます。その一番下が24年度の実績値になっており

ますが、実績値としまして3,404万9,636円になっております。同じ右側のほう見ていただきますと、備考欄に掲載しております前年度の実績が2,750万8,111円になりまして、対前年度比123.7%、650万円程度の増額となっております。

なお、主な故障箇所を報告いたしますと、平成25年4月の17日に1号基が落雷を受けまして、固定子コイルが焼損しました。で、稼働が停止しました。メーカー修理のために日数を要しまして、8月の22日に稼働するまで約4カ月間発電ができませんでした。こういった状況の中でしたが、売電単価が平成24年の12月からキロワットアワー当たり11.5円から18.07円に見直されまして、トータルとしまして売電金額が増額となったものでございます。

次に、6ページから決算報告、7ページは決算監査報告書でございます。

8ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部で流動資産が686万3,515円、固定資産が6,094万3,885円、繰り延べ資産が1,175万891円。

以上、資産の部の合計が7,955万8,291円でございます。

負債の部でございますが、合計で4,119万6,175円。

純資産の部でございますが、合計で3,836万2,116円でございます。なお、繰越利益剰余金1,836万2,116円の内訳は、前年度までの利益剰余金1,425万6,996円と24年度の当期純利益410万5,120円であります。

以上、負債及び純資産の部の合計は7,955万8,291円でございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

損益計算書でございます。売上高が5ページ、売電事業実績表に掲載されておりました売電金額の3,404万9,636円。売り上げの原価としまして2,198万6,952円、売上総利益は1,206万2,684円で、販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益が552万7,263円で、税引き後の当期純利益といたしましては410万5,120円となっております。前年度の当期純利益が約500万円で行いましたので、約100万円の減となっております。

10ページをご覧ください。

製造原価報告書でございます。中ほどに記載してあります修繕費は前年度と同程度かかっております。製造原価合計で2,198万6,952円となっております。

11ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。

資本金が2,000万円。現在の引き受け株数は壱岐市が102株、額面で510万円、出資比率が25.5%、株式会社「なかはら」が298株、額面で1,490万円、出資比率が74.5%となっております。

以上で、平成24年度壱岐クリーンエネルギー株式会社に係る経営状況の報告を終わります。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、報告第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、報告第1号に対する質疑を終わります。

日程第6. 報告第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第6、報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 皆様、おはようございます。今回の損害賠償の報告につきましては、議会12月会議に提案しようとしておりましたが、示談内容の調整に時間を要したため、今回、専決処分として報告するものでございます。

報告第2号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告いたします。

本日の報告でございます。

次のページをお開きください。専決第1号専決処分書損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成26年1月7日専決でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市芦辺町の法人でございます。損害賠償額、5万8,000円。損害賠償の理由、平成25年10月2日午前10時37分ごろ、壱岐市郷ノ浦町本村触620番地4、壱岐合同庁舎敷地内において、壱岐市環境管理組合職員が運転する壱岐市クリーンセンター公用車、ごみ収集車が敷地内の裏手にあるごみステーションからごみを収集後、敷地から出ようと走行中、左横の駐車帯に数台駐車しておりました車と車の間から発進した、損害賠償の相手方である法人所有の車両と接触し、損傷させたためでございます。

なお、今回の過失割合は、損害賠償の相手方が駐車帯からの発進であり、かつごみ収集車の前輪の後ろに接触しており、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準により、2対8の割合で壱岐市が2割、相手方が8割であります。なお、市の損害賠償額であります、相手車両の修理代及び市の公用車修理代自責分につきましては、全国自治協会から自動車損害共済金として支払われます。

今後、こうした事故が起こらないよう、安全運転の徹底について指導を行ってまいります。よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、報告第2号に対する質疑を終わります。

以上で、2件の報告を終わります。

日程第7. 議案第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第7、議案第1号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第1号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市芦辺町の個人でございます。損害賠償額、6万2,250円。損害賠償の理由、平成25年11月5日午後1時30分ごろ、郷ノ浦町柳田触国道382号線の、芦辺町から郷ノ浦町に入った、市道が交差するT字路交差点において、壱岐市環境管理組合職員が運転する、壱岐市クリーンセンター公用車、リサイクル収集車が国道を出ようと左折した際、左から来ていた、損害賠償の相手方である個人運転のセニアカーに接触し、けがを負わせたためでございます。

提案の理由、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回の事故の原因は、交差点での運転手及び助手席補助員の左折時の巻き込み確認不足によるものでございます。接触時、損害賠償の相手方はセニアカーに乗られたままで、転倒もされておりましたが、すぐに市民病院へ搬送し、診察を受けていただきました。

けがの内容につきましては、左膝打撲、右肘かすり傷で、事故当日と1週間後に一度通院され、完治されております。

過失割合ですが、相手方のセニアカーは、道路交通法上歩行者扱いであり、事故当時は右側通行をされており、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準により、壱岐市が10割であります。

損害賠償の内容としましては、治療費及び通院費などであります。

シニアカーの損害賠償につきましては、議案第2号で御説明いたします。

今後、こうした事故が起こらないよう、安全運転の徹底について指導を行ってまいります。よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 昨年から、随時、この損害賠償というのが頻繁に提出されております。これ過失割合は全て当方にあるのか、100%過失割合が市が悪いのか。それと、ガバナンスの欠如があるんじゃないですか。余りにも多いですよ。こんなに頻繁に事故を起こしてどうなりますか。

過失割合がどうなのかの件と、いわゆる運行管理の徹底はどういうふうにしているのか、その2点に関してお尋ねいたします。

○議長（町田 正一君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） セニアカーの事件の件でございますけども、先ほど御説明いたしましたように、セニアカーは道路交通法上、車両でなく歩行者ということになっております。それで右側を通行されて来ておりましたので、やはり左折をする際、歩行者の確認を十分すべきだったということで、これは民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準というのがございまして、これに基づいて壱岐市が10割ということになっております。

それと、もう1点でございますけども、環境管理組合の指導の件でございますが、日ごろより、壱岐市クリーンセンターの収集安全作業マニュアルというのを、作成をいたしまして、安全運転の徹底について指導をしているところでございます。

昨年は、24年度は壱岐警察署より来ていただきまして、クリーンセンターのほうで講習会も実施をいたしておりますし、25年度も6月に講習会を実施しております。そしてまた、安全週間が始まりますと、その際にも職員に安全運転の指導をしているところでございます。また、毎日につきましては、8時25分からミーティングを行っておりますけども、その際にも注意喚起を促しているところでございます。

たびたびのこういった事故を発生して、非常に申しわけなく思っておりますけども、今後とも、さらに厳しく指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（町田 正一君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 問題が起これば、るるそういうふうに、いろいろ公言をされます

ね。しかし、確実に下に伝わるように、組織として、もう少しぴりっとするものを求めたい。やはり、保険処置できるからという安易な考え、これ民間に置いたらどうなりますか。自分が個人で手出しする場合は。もう少し、真剣味をもって仕事に取り組んでもらいたい。

以上、苦言を呈して質疑を終わります。

後、またこういうことがないように、結果が証明をしますので、くれぐれもよろしく。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第1号に対する質疑を終わります。

日程第8. 議案第2号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第8、議案第2号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第2号損害賠償の額の決定について、御説明いたします。

議案第1号と同じ案件でございます。次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市芦辺町の法人でございます。損害賠償額、12万3,252円。損害賠償の理由、議案第1号の相手方が運転するセニアカーは、リース車であり、損害賠償の相手方である法人所有のセニアカーに接触し、損傷させたためでございます。

提案理由についても同様でございます。

同じくセニアカーの損害賠償額全体と市公用車の修理代につきましては、全国自治協会から自動車損害共済金として支払われます。

今後、こうした事故が起こらないよう、安全運転の徹底について指導を行ってまいります。よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。中田恭一議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 確認でお尋ねです。これ第1号と同一事件と思いますが、議案第1号の分については、個人の治療費とかの分で、2号がセニアカー自体の修理代と思うんですけども、先ほどの事故の割合で2割が壱岐市、8割、2割。（「2割」と呼ぶ者あり）ちょっと、それ、金額が（「議長」と呼ぶ者あり）2割の過失割合の割には、12万3,252円と大きい

ですので、そのけがの部分が過失割合、けがの分とセニアカーの部分と過失割合が違うとかなと思って、ちょっとその辺。

○議長（町田 正一君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 先ほどの2割は、合同庁舎での事故でございまして、議案のほうはセニアカーの接触事故ということで、セニアカーの運転されている方に対する人身の分の損害賠償が第1号議案です。第2号は、運転されていましたがセニアカーはリース車であったために、リース車の所有者に修理代を損害賠償するという議案でございます。（発言する者あり）10・0でございます。10割……（「10割」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）

○議長（町田 正一君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 報告第2号については、2割ちいうたですね、過失割合は。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） そうです。

○議員（11番 中田 恭一君） センター内での駐車場から出てきたやつは2割、これは、過失割合は10・0ですか、どちらも10・0ですか。

○議長（町田 正一君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 同じく10割でございます。（「あっ、10割ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（町田 正一君） 中田議員。

○議員（11番 中田 恭一君） 先ほども、音嶋議員が言われたように、市としてもこれだけ、公用車がおって、特にクリーンセンター、しょっちゅう毎日のように走り回っておりますので、事故をゼロにしろというのは、大変難しいことと思っておりますが、ぜひ、誰も事故したくするわけではありませんで、ただ、10・0ちゅうのがちょっとひっかかるだけであって、その辺、事故をゼロにせろとは言えませんが、10・0事案ちゅうのを減らしていただきたいと思っております。

先ほど、2割とかいうのは避けられない事故だと思いますので、10割の負担ということは避けることができた事故だと思っておりますので、ゼロにせろとは言いませんが、その分、今後とも注意をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（町田 正一君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この交通事故が非常に多い、次の議案第3号でもまた、お叱りを受けるわけでございますけども、おっしゃるように、本当に私も多過ぎると思っております。特に、ごみ収集車等につきましては、確かに市内を回る頻度も多いわけでございますけど、現在、理事長が毎朝、朝礼で厳しく言っておりますし、その収集コースにつきましても、変えるといい

ますか、より安全なコースを設定しております。

そして、この案件につきまして、やはり補助者は、ちゃんと左右確認の、特に左ですけども、確認の報告をする、声を出して言うということ、そして、出発の際に車両周りの安全点検につきましても、厳しく言っております。しかしながら、こういう事故が起こっておるということにつきましては、さらに、安全管理を徹底を促すということを申し上げたいと思います。本当に申しわけなく思っております。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第２号に対する質疑を終わります。

日程第９．議案第３号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第９、議案第３号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。米倉教育次長。

〔教育次長（米倉 勇次君） 登壇〕

○教育次長（米倉 勇次君） 議案第３号について、御説明を申し上げます。

議案第２号に引き続きまして、損害賠償の額の決定についてでございます。次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町の個人の方でございます。損害賠償額、３１万９、０２２円でございます。損害賠償の理由、平成２５年１２月６日午前１１時２０分ごろ、石田町石田西触の市道、白水線、壱岐市農協の石田支所前の交差点におきまして、壱岐市嘱託職員の運転する公用車が損害賠償の相手方である、個人所有の車両に接触し、損傷させたものでございます。

提案の理由は、損害賠償の額の決定については、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

本件事故の詳細と損害賠償額の算出根拠につきまして、御説明を加えさせていただきます。

本件事故は、市道が交差する十字路の交差点でございます。市の嘱託職員が公用車でＪＡ石田支所に石田農村環境改善センターの使用料の入金に出向き、市道白水線、市道白水線は、石田中学校と石田小学校の間の市道のことでございます。のＪＡ石田支所前の交差点を右折をしようと発進したところ、市道の白水線を直進をしておりました相手車の通り過ぎ際に、相手の車の右側の後部と市の公用車の左側前部が衝突し、事故を起こしたものでございます。

双方の身体への被害は免れたものの、双方の車両がともに損傷したものでございます。

損害賠償の額の算定につきましては、本年１月７日に長崎県町村会に査定を依頼をいたしまして、１月９日付で報告がございましたので、これを根拠といたしております。

このケースの事故につきましては、民事交通訴訟における過失相殺率の認定率は、通常８５対１５が基本とされております。しかし、今回の事故は、公用車側の左側、左方不注視が主な原因でございまして、相手側にとりましては、事故が回避不可能であったことから、さらにこれに５％を加算修正をいたしまして、壱岐市の責任割合を９０％と定めまして９０対１０の適用をいたしまして、損害賠償額を算定したものでございます。

なお、壱岐市の責任は、これの全額を全国自治協会の災害共済事業の自動車損害共済事業の対物保険で対応するものでございます。

なお、今回、不祥事を起こしました職員につきましては、分限懲戒審査委員会を開催をいたしまして、処分を決定をいたしまして、本人を訓告処分といたしております。

今後の事故の再発防止に努めてまいりたいと思っております。

以上、提出議案３号の御説明をさせていただきます。どうぞ、本議会で御承認をいただきますようによろしく願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

〔教育次長（米倉 勇次君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第３号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。中田議員。

○議員（１１番 中田 恭一君） もう、余り言わないでおこうかと思いましたが、今の教育次長の答弁の中で職員に訓告の処分が出てますよね。職員だから訓告するわけですか。先ほどの、また、ぶり返すようではございますが、嘱託職員の分については、何も報告があってありませんが、事故……（発言する者あり）これも嘱託か。（発言する者あり）あっ、嘱託か。（発言する者あり）ごめんなさい、どちらも嘱託です。申しわけないです。こちらは訓告になっておりますけれども、クリーンセンターのほうは、１０・０事案でもあつてないと、ですね。報告がなかったものですから、９・１事案と１０・０事案でも職員に対するあれがあるのかないのかだけ、確認を。

○議長（町田 正一君） 斉藤保健環境部長。

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 環境管理組合職員も市の職員と同じ扱いで、就業規則の中で罰則規定を設けております。１０・０の場合は、戒告処分をするということにいたしております。最初の合同庁舎の場合は、厳重注意ということで行っております。

以上でございます。合同庁舎内での事故の場合ですね、８・２の場合は厳重注意をいたしております。

○議長（町田 正一君） 中田議員。

○議員（１１番 中田 恭一君） それならいいんですけども、もちろん環境管理組合ではございますが、同じ壱岐市の仕事をしておる嘱託職員でございますので、その辺の処分についても、なるべく、もうやっておられるんでいいですけど、統一して、片一方だけ軽いとか片一方だけ重いということがないように、よろしくお願いします。

○議長（町田 正一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第３号に対する質疑を終わります。

この件については、それぞれ委員会に付託をいたしますので、委員会のほうでも、今後の対策、過去の安全指導等については厳しくチェックしてください。議長から要望します。

日程第１０．議案第４号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第１０、議案第４号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。それでは、議案第４号消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成２６年４月１日から消費税及び地方消費税の改定に伴い、本市の条例で定める使用料及び手数料について、相応の改定を行おうとするものでございます。

制定内容は、本市の条例で定める使用料及び手数料のうち、消費税及び地方消費税の課税対象となるものについて、消費税及び地方消費税の税率引き上げ分に相応した引き上げを行うこととするものでございます。

当該議案の対象条例は４１条例でございます。なお、このほかに提案理由が消費税及び地方消費税の改定に伴う改正のみにとどまらない内容のものは、法制執務の技術上、この議案第４号関係条例の整備に関する条例とは別議案で、議案第６号として上程をさしていただいております。

また、国からの統一基準指示待ちの理由で、消防関係手数料条例の一部改正につきましては、次の会議で提案予定とさせていただきます。

今回の使用料及び手数料の改定に当たりましては、見直し方針を定めておりますが、消費税法改正法及び地方税法改正法の規定により、８％、１０％と段階的な転嫁を基本とし、消費税引き

上げ分の転嫁としております。

また、その消費税率の引き上げに伴う端数処理は、10円未満の端数について切り捨てを基本としております。ただし、公営企業等の特別会計や指定管理者が管理する施設の使用料等については、事業全体としての収入が増加率、すなわち値上げ幅となります。おおむね2.85%以内になるよう、切り上げ、切り捨ての端数調整を行っております。

次のページをお開きください。まず、この条例の構成でございますが、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、改正対象となる条例を整備しやすいように担当部局ごとに分類し、章立てとしております。

次に、各条例の一部改正を条立てにより、規定をさせていただいております。

22ページをお願いいたします。附則につきましては、第1項で施行期日を平成26年4月1日といたします。経過措置が必要なものにつきましては、関係条例ごとに附則第2項から第4項に規定をしております。なお、消費税の非課税取引の例といたしましては、住民票、戸籍抄本などの行政手数料、火葬料、埋葬料、助産費用、介護保険サービス、社会福祉サービス、また、学校教育法の規定による学校の授業料、施設整備費等、そして住宅の貸し付け、これは家賃のうち住宅として利用する部分のみ非課税となり、店舗や事務所などの事業用の部分は課税対象となっております。

次に、土地の譲渡でございますが、貸し付け期間が1カ月未満や駐車場等の貸し付けは課税対象となっております。また、利子、保険料、保障料等などと非課税の内容となっております。

それでは、各章番号順に担当部局ごとの説明にさせていただきます。

まず、第1章、総務部関係は、第1条から第4条でございます。

まず、第1条、壱岐市行政財産使用料条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市行政財産使用料条例の第2条第1項、ただし書き中におきまして、消費税法施行令第8条に該当する使用期間が1カ月に満たない場合並びに駐車場、その他の施設の利用料を伴う場合及び建物が使用される場合は、当該使用料に100分の105を乗じて得た額を、消費税の課税対象となるものについては、別表により算出した額に、そして、消費税法に定める消費税の税率に乘じて得た額及びその額に、地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額に改め、年額として徴収するを加算するものに改めております。表現内容を数字から文章表現とし、平成26年4月及び平成27年10月に予定されている消費税率引き上げに対応できるよう改正するものでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表1ページに記載しておりますとおりでございます。

行政財産の種類といたしましては、本庁別館、それから芦辺庁舎別館等の使用料等が該当いた

します。

次に、第2条、苓崎市自動車駐車場条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

苓崎市自動車駐車場条例の第3条の駐車場を利用する場合の使用料につきましても、消費税の課税対象施設となりますので、別表記載の使用料を本市の見直し方針どおり、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分に相応した引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表2ページに記載しておるとおりでございます。

対象となる駐車場は、郷ノ浦港駐車場、江上駐車場、石田の印通寺本町駐車場、目坂駐車場がでございます。

次に、第3条、苓崎市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

苓崎市芦辺浦住民集会所条例第5条に、施設を使用する場合の使用料につきましては、1階事務所部分や2階会議室を使用する場合の使用料でございますが、消費税の課税対象施設となりますので、別表記載の使用料を本市の見直し方針どおり、消費税及び地方消費税の税率引き上げ分に相応した引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表3ページに記載をしておりますとおりでございます。

次に、第4条、苓崎市三島航路事業条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

2ページをご覧ください。三島航路の運賃につきましては、大別して一般旅客運賃、往復旅客運賃、回数乗船運賃、割引運賃、臨時運行料金、小荷物運賃、特殊手荷物運賃、自動車航走運賃の8種類でございます。今回の消費税引き上げに伴う運賃改定につきましては、国土交通省海事局内航課より指示のありました、一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業に係る運賃及び料金、並びに運賃の上限に対する消費税の転嫁に関する実施要綱に基づき、改正を行っております。

基本的事項といたしましては、計算方法は現行運賃に100分の108を乗じて得た額となりますが、端数処理につきましては、10円未満の四捨五入となっております。さらに、運賃等の種類別に調整を行い、全体として100分の108以内の増収となるよう設定をしておるところでございます。

増収額の比較計算は、平成24年度実績に基づくことになっております。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表4ページから6ページに記載しておりますとおりでございます。

なお、今回の改定に当たりましては、生活航路として影響を大きく受けることとなりますので、三島の島民代表者を中心に構成されております苓崎市三島航路事業運営委員会を1月8日に開催をいたしまして、改正の趣旨及び内容について御説明を申し上げ、御理解をいただいているところ

ろでございます。

以上で、第1章の総務部の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 山本企画振興部長。

〔企画振興部長（山本 利文君） 登壇〕

○企画振興部長（山本 利文君） 議案第4号に係る第2章、企画振興部関係部分につきまして、御説明をさせていただきます。

企画振興部関係では、第5条から第12条まで8件ございますが、利用料金等の算出に当たりましては全て、壱岐市の見直し方針どおりに消費税増税に伴う金額が10円を超える部分について、円単位を切り捨てにより改正をしております。

それでは、議案の4ページをご覧ください。

第5条、サンドーム壱岐条例の一部改正について。

サンドーム壱岐は、若者の定住化を促進するため、地域間、世代間の魅力ある交流の場を提供し、市民の福祉の向上及び地域の振興に資する施設として設置されました。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表7ページ、8ページに記載のとおり（1）の入館料と、（2）研修室及び会議室利用料金、（3）屋内競技場利用料金となっております。

次に、議案の5ページをお開きください。

第6条、壱岐市魚菜市場条例の一部改正について。

壱岐市魚菜市場は、勝本町勝本浦に、魚菜類の円滑な流通を図り、市民の利便に資するとともに、公共衛生の向上に資する目的で設置されました。

改正内容につきましては、新旧対照表の9ページに記載のとおり、1、シーフードセンター、2、朝市売り場の使用料となっております。

次に、第7条、壱岐市商工業等研修施設条例の一部改正について。

壱岐市商工業等研修施設は、勝本町勝本浦に、商工業活動及び地域活動の推進を図るとともに、地域社会における連帯意識の高揚に資する目的で設置されました。

改正の内容につきましては、新旧対照表の10ページに記載のとおり、施設の使用料となっております。

次に、第8条、壱岐市営印通寺共同店舗条例の一部改正について。

壱岐市営印通寺共同店舗は、商工業の振興と、地域の開発を図ることを目的として設置されました。

改正内容につきましては、新旧対照表の11ページに記載のとおり、施設の使用料となっております。

なお、別表の括弧内、適用条項が現行で第４条となっておりましたが、平成２２年に一部改正をした際に条項を削除しており、それに伴い、適用条項第３条に改正すべきでしたが手続をしておりませんでしたので、今回同時に、第３条ということで改正をしております。

次に、第９条、マリンパル壱岐条例の一部改正について。

マリンパル壱岐は、印通寺地区商店街の活性化を図り、地場製品の消費拡大、及び市民と観光客との交流の場を提供し、地域の振興に資する目的で設置されました。

改正内容につきましては、新旧対照表の１２ページに記載のとおり、イベントホール、コンコース、２階待合コーナー、２階ホールの利用料金となっております。

次に、議案の６ページをお開きください。

第１０条、壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正について。

壱岐市串山海洋性公園は、住民の福祉を増進する目的で設置されました。

改正内容につきましては、新旧対照表の１３ページに記載のとおりイルカパーク施設でのイルカとの触れ合い体験料となっております。

次に、第１１条、壱岐市シーサイド小水浜条例の一部改正について。

壱岐市シーサイド小水浜は、豊かな自然を生かし、健全な余暇活動の場を提供し、ふれあいの中に活力ある地域づくりを推進する目的で設置されました。

改正内容につきましては、新旧対照表の１４ページに記載のとおり、施設の使用料となっております。

なお、施設には、グリル棟、監視棟、休憩棟、トイレ・シャワー棟、体験学習館がございます。

次に、第１２条、壱岐市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について。

壱岐市ケーブルテレビ施設は、高度情報化社会に適応した魅力あるまちづくりを推進することにより、市民の生活環境の向上及び地域の産業等の振興を推進し、地域の活性化に資する目的で設置されました。

改正内容につきましては、新旧対照表の１５ページに記載のとおり、基本使用料、インターネット基本使用料となっております。

以上で、第２章、企画振興部関係の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔企画振興部長（山本 利文君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

○市民部長（川原 裕喜君） 第３章の市民部関係は、第１３条、１４条でございます。

まず、第１３条、壱岐市地域福祉活動拠点施設条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

す。

壱岐市地域福祉活動拠点施設である壱岐市勝本町ふれあいセンターかざはや及び壱岐市芦辺町クオリティーライフセンターつばさ、2つの拠点施設の別表第6条関係、屋内施設のイベントホール及び娯楽室、AVホールの使用料、また、屋外施設のイベントハウス使用料につきましては、消費税の課税対象施設となりますので、本市の見直し方針どおり、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分に相応した引き上げを行うものであります。

改定内容につきましては、資料1の新旧対照表16、17ページに記載しているとおりでございます。

続きまして、14条、壱岐地域生活ホーム設置及び使用に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

地域生活ホームの使用料第3条第1号中の居室使用料につきましても、消費税の課税対象施設となりますので、本市の見直し方針どおり、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分に相応した引き上げを行うものであります。

改定内容につきましては、資料の新旧対照表18ページに記載しているとおりでございます。

壱岐地域生活ホームは、現在、旧かたばる病院の病棟を利用し、障害者、知的、精神の方のケアホーム、グループホームとして運営を図っているところでございます。

以上で、第3章、市民部関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 第4章、保健環境部関係は、第15条から17条でございます。

まず、第15条、壱岐市国民健康保険直営診療所条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市国民健康保険直営診療所条例の第4条、診断書及び証明書の発行手数料でございますが、消費税の課税対象となりますので、別記記載の手数を本市見直し方針どおり、消費税及び地方消費税の引き上げ分に相応した引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、資料1の新旧対照表19ページに記載しておりますとおりでございます。

続きまして、第16条、壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

壱岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第13条、廃棄物の収集、運搬及び処分の手数料でございますが、消費税の課税対象となりますので、別表記載の手数を本市の見直し方針どおり、消費税及び地方消費税の引き上げ分に相応した引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、資料１の新旧対照表２０ページに記載をしておりますとおりでございます。

次に、第１７条、壱岐市自給肥料供給センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

壱岐市自給肥料供給センター条例第６条の液肥散布原料の受け入れに伴う使用料でございますが、消費税の課税対象となりますので、別記記載の使用料を本市の見直し方針どおり、消費税、地方消費税の引き上げ分に相応した引き上げを行うものでございます。

改正内容につきましては、資料１の新旧対照表２１ページに記載しておりますとおりでございます。

保健環境関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 堀江農林水産部長。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 登壇〕

○農林水産部長（堀江 敬治君） 議案第４号に係る第５章、農林水産部関係の条例改正について、御説明いたします。

第１８条から第２６条までの条例改正となります。

議案関係資料、新旧対照表にて御説明をしますので、２２ページからお開き願います。

まず、第１８条、壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正でございます。別表中、区分の欄の早産の使用料を１，０００円を１，０２０円に、上記以外のもの５，０００円を５，１４０円に改めております。

次に、２３ページから２６ページ。第１９条、壱岐市農業機械銀行条例の一部改正でございます。

壱岐市農業機械銀行については特別会計であり、運営協議会に図りまして消費税の段階的転嫁と経営面を考慮しまして、事業全体で調整を図っております。

別表中、機械の使用料については基本的に１０円未満の端数を切り捨て、１０円単位で改正を行っていますが、２５ページの２段目のカッティングロールベラーの委託者の倉庫への積みおろし作業、各単価への加算２００円については端数を切り上げ、２１０円に改めております。その他の使用料については、方針どおり記載のとおりでございます。

続きまして、２７ページから２８ページでございます。

第２０条、壱岐風民の郷条例の一部改正でございます。別表中、施設の使用料については、基本的に１０円未満の端数を切り捨て、１０円単位で改正を行っていますが、指定管理を行っており、経営面を考慮しまして、区分使用料中の農林漁業体験実習館の視聴覚室と、体験実習室については２００円を２１０円に、調理実習室と農産加工室については、３００円を３１０円に改め

ております。その他の使用料の改正については、記載のとおりでございます。

続きまして、29ページから31ページでございます。第21条、壱岐出合いの村条例の一部改正でございます。

改正に当たっては、指定管理者と協議しまして、基本的には10円未満の端数を切り捨て、10円単位としておりますが、経営上、宿泊料については、100円単位にしてほしいとの要望もありまして、別表第1中、農林漁業体験実習館の宿泊料、小学生児童については、実際2,880円になりますが、80円を切り捨て、2,800円をそのまま据え置きにしております。

また、別表第2のコテージの使用料についても、実際1万5,420円になりますが、これも、20円を切り捨て、1万5,000円を1万5,400円に改めております。その他の使用料の改正については、記載のとおりでございます。

壱岐出合い村につきましては、指定管理を行っておる関係上、運営面で使用料の切り上げ、切り捨て等、生じておりますが、平成24年度使用料実績全体をベースに比較しますと2.74%の値上げとなっております。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、32ページから33ページでございます。第22条、壱岐市漁港管理条例の一部改正でございます。

別表は省略しておりますが、この現行の条例の別表1、利用料の金額表示には、消費税は加算されていません。したがって、本来なら本文の100分の105を100分の108に改正すればよいこととありますが、消費税の段階的転嫁を想定しまして、次のような文章表現での改正としております。

第16条第1項中算出した額に100分の105を乗じて得た額を、算出した額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に、地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額に改め、同項、ただし書き中「(昭和63年法律)第180号」を削る。第18条第1項中算出した額に100分の105を乗じて得た額を、算出した額に消費税相当額を加えた額に改め、同項、ただし書き中「(昭和63年法律)第108号」を削る。

改正内容については記載のとおりでございます。

続きまして、34ページでございます。第23条、壱岐市水産共同作業施設条例の一部改正でございます。

第4条の使用料第2項中2,000円を2,050円に改めております。

続きまして、35から37ページでございます。第24条壱岐市営ターミナルビル条例の一部改正でございます。

別表の1、郷ノ浦港ターミナルビル使用料、及び同表の2、芦辺港ターミナルビル使用料、同表の3、印通寺港ターミナルビル使用料については、それぞれ10円未満端数を切り捨て、

10円単位に改めております。

使用料の改正内容については、記載のとおりでございます。

続きまして、38ページ。第25条、壱岐市港湾施設管理条例の一部改正でございます。

この条例の別表、使用料の金額表示には壱岐市漁港管理条例と同様、消費税は加算されていません。しかしながら、本文ではなく備考欄に税率を乗じる等の記述はありますが、この際、本文の第7条に1項を追加するものでございます。第7条、使用料に次の1項を加える。2項、前項の規定にかかわらず消費税法第6条第1項の規定により、非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、別表により算出した額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。

改正内容については記載のとおりでございます。

続きまして、39ページ。第26条、壱岐市堆肥センター条例の一部改正でございます。

別表中、堆肥センター使用料等については、それぞれ10円未満の端数を切り捨て、10円単位に改めております。

使用料の改正内容については、記載のとおりでございます。

以上で、農林水産関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（堀江 敬治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 12ページをお開きください。

続きまして、第6章、建設部関係でございますけれども、建設部関係は第27条と第28条でございます。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について。

この条例は、道路法の規定に基づきまして、道路の占用料の額及び徴収方法について定めるものでございます。この条例の本文中に数字で書いてありますけれども、本市の見直し方針に基づきまして、数字から文章表現に改めております。

続きまして、第28条、壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について。

この条例は、河川法の規定に基づきまして、市長が指定した準用河川の流水占用料、土地占用料または土石採取料その他の河川産出物採取料の徴収に関するものでございます。この条例につきましても、本市の見直し方針に基づきまして、数字から文章表現に改めております。

詳細につきましては、資料1の議案関係資料の40から41ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 米倉教育次長。

〔教育次長（米倉 勇次君） 登壇〕

○教育次長（米倉 勇次君） 続きまして、第7章、教育委員会関係について御説明を申し上げます。

教育委員会関係の本条例の改正につきましては、第29条から40条まででございます。条例数にしまして12件ございます。

公民館関係の条例の改正につきましては、別添資料1の新旧対照表をもとに御説明をさせていただきます。

まず42ページから、壱岐市公民館条例から新旧対照表がございます。現行の会議室等の使用料等の改正でございます。最初の別表の条項の変更でございますが、これは、引用条例が前条例で誤っておりましたので、今回、一緒に改正をさせていただいております。前回第10条関係となっておりましたものを第11条関係というふうにいたしております。公民館の使用料につきましては、集会場、和室、研修室、視聴覚室、その他、調理実習室、それぞれ下線部分につきまして、ご覧のとおり改正をさせていただいております。

続きまして、壱岐西部開発総合センター条例の新旧対照表をご覧ください。本件につきましては、条例第9条関係で会議室の使用料等を定めております。大ホール、それから小会議室、婦人研修室、調理実習室、その他研修室等につきまして、それぞれ冷暖房装置使用料等を含めまして、今回、改正をさせていただいております。

続きまして、壱岐島開発総合センター条例の新旧対照表でございます。これにつきましては、大集会室そして小会議室につきまして、それぞれ時間区分等によります会議室の使用料、冷暖房の使用料を改正をさせていただいております。

そして、その次に壱岐市体育施設条例の改正条例でございます。32条関係でございますが、これにつきましては、別表の3条関係でそれぞれ、各施設の使用料を定めておりますので、この分を改正をさせていただいております。対象となっておりますのが、天ヶ原グラウンド、それから旧鯨伏中学校のグラウンドの夜間照明施設、勝本テニスコート、芦辺小学校グラウンドの夜間照明施設、石田小中グラウンドの夜間照明施設、筒城グラウンドの夜間照明施設、石田テニスコート、学校開放施設、旧中学校の体育館の使用料等でございます。

そして、めくっていただきまして、石田スポーツセンター、この分につきましても、体育室、多目的ルーム、そして武道場につきまして、それぞれ使用料を改正をさせていただいております。

その次に、壱岐市ふれあい広場条例でございます。これにつきましては、別表の1で第9条関係でそれぞれの使用料を定めておりますが、イベント等に関するもの、現行2万円となっておりますものを、今回、条例部分の改正をいたしまして2万570円、以下業として、写真撮影、映

画撮影、興行等を行う分、それから競技会、展示会等に使用される分につきまして、それぞれ改正をさせていただいております。

それから、野球場、ソフトボール場につきましても、ご覧のとおり下線部分につきまして、今回、値上げをさせていただきたいと思っております。

それから、同じく、ふれあい広場関係で、多目的広場につきましても同様の理由で料金を値上げしたいと考えております。多目的広場の場合は全面照明使用の場合、現在2,200円でございますが、個人で占有する場合は2,260円という値上げになります。

次に、壱岐市勝本B&G海洋センター条例について御説明を申し上げます。これにつきましては、施設利用料につきまして、体育館がございますが、これを現行500円でございますが510円に、10円値上げをさせていただきたいと思っております。

次に、壱岐市石田ふれあいの森広場条例の新旧対照表をご覧ください。これにつきまして別表で現在、使用料を定めておりますが、現行780円を800円に今回値上げをさせていただきたいと思っております。

次に、壱岐市文化ホール条例の新旧対照表をご覧ください。別表で第7条関係でそれぞれ使用料を定めておりますが、大ホール棟、これにつきましても、それから中ホール棟、以下、もろもろの会議室につきまして、今回、消費税分を加算をいたしまして値上げをさせていただきたいと思っております。

そして、壱岐市全天候型多目的施設の条例の改正でございますが、これにつきましても、別表第8条関係で決めておりますが、現行6,000円の分を6,170円、営利を目的として利用する場合は4,000円を4,110円ということで値上げをさせていただきたいと思っております。

次に、壱岐市石田農村環境改善センター条例の新旧対照表をご覧ください。これにつきましても、ほとんどが会議室等の使用料でございますが、大集会室、和室、工作室、視聴覚室、会議室、調理実習室、結婚式場につきまして、それぞれ新旧対照表のとおり改正をさせていただきたいと思っております。

次に、壱岐市都市公園条例でございますが、壱岐市都市公園条例で定めておりますが、都市公園の名称、位置につきましては、現在、6公園を定めております。弁天崎公園、亀丘公園、大谷公園、今宮公園、金毘羅公園、元居公園でございます。で、このうち、大谷公園につきましての使用料等の改正をするものでございます。大谷公園につきましては、運動広場、ソフトボール球場、庭球場、屋根付ゲートボール場、体育館につきまして、それぞれ今回の消費税の改正に基づきまして、改正をさせていただきたいと思っております。

最後に、壱岐市特定地区公園条例でございますが、今回改正をする分は、青嶋公園関係の分でございます。青嶋公園関係につきましては、それぞれ行商、募金、それから映画撮影、興行、そ

れから競技会等で使用する場合の料金について定められておりますが、これにつきまして、それぞれ今回転嫁をいたしまして１０円単位で値上げをするというふうにいたしております。

以上、件数が多ございますが、御協議のほどよろしく願いいたします。終わります。

〔教育次長（米倉 勇次君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 左野病院部長。

〔病院部長（左野 健治君） 登壇〕

○病院部長（左野 健治君） 第８章、病院事業関係でございます。４１条でございます。

壱岐市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について、御説明いたします。

改正につきましては、本市の見直し方針どおり、消費税及び地方消費税の税率の引き上げ分に相応した引き上げを行うものでございます。

議案は２１ページでございます。第２条、別表第１の１、分娩料、健康診断料等の課税対象となります人工妊娠中絶費用と、避妊リングの装着等の処置費用及び同表の２の施設附属設備等の病院施設使用料、同３条の別表第２、各種診断書、証明書等の発行手数料を改正するものでございます。

改正内容につきましては、資料１の新旧対照表の５８ページから６１ページに記載しておりますとおりでございます。

以上で説明を終わります。

〔病院部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第４号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第４号に対する質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を１１時３０分とします。

午前１１時１８分休憩

.....

午前１１時３０分再開

○議長（町田 正一君） 再開します。

.....

日程第１１．議案第５号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第１１、議案第５号壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第５号壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

壱岐市税外収入金に係る督促等に係る条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

本議案につきましては、本市の条例において、督促手数料の徴収を規定している壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例及び壱岐市税条例並びに壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の３つの条例につきまして、一部改正を行うものでございます。改正理由がいずれも、督促状の発送に要する費用を見直すとともに、県下市町との均衡を考慮し、納税義務者間の公平を確保するという同様の理由であることから、一議案として提案をさせていただくものでございます。

次のページをお開き願います。

第１条で壱岐市税外収入金に係る督促手数料について、督促料の手数料の徴収について、督促状１通につき現行５０円を１００円に引き上げる内容でございます。

第２条及び第３条で、壱岐市税外収入金に係る督促手数料の徴収について、同様の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２６年４月１日から施行するとしております。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日以後に発する督促状に係る督促手数料から適用し、施行期日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例によるものとしております。

改正内容につきましては、資料の１、新旧対照表６１ページから６３ページに記載のとおりでございます。

なお、他市の状況でございますけれども、長崎市７０円、佐世保市、諫早市が８０円、ほかの９市は１００円となっております。壱岐市だけが５０円となっているところでございます。

以上で、議案第５号の壱岐市税外収入金に係る督促等に関する条例等の一部改正について説明を終わります。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第５号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第５号に対する質疑を終わります。

日程第１２．議案第６号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第１２、議案第６号壱岐市自動車教習場条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第 6 号 𠵼岐市自動車教習所条例の一部改正について、御説明をいたします。

𠵼岐市自動車教習場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い使用料について、所要の改正を行うとともに、学科の部に大型特殊自動車の使用料を追加する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、資料 1 の新旧対照表 6 4 ページから 6 7 ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第 6 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第 6 号に対する質疑を終わります。

日程第 1 3、議案第 7 号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第 1 3、議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（𠵼岐市三島診療所）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（𠵼岐市三島診療所）、御説明申し上げます。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

公の施設の名称及び位置、名称、𠵼岐市三島診療所、位置、𠵼岐市郷ノ浦町大島 5 5 4 番地 2。指定管理者、𠵼岐市郷ノ浦町郷ノ浦 1 5 番地 3、医療法人玄州会理事長光武新人。指定期間、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日。提案理由、𠵼岐市三島診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものでございます。

三島診療所につきましては、平成 2 3 年 1 2 月 1 日に僻地診療所として開設し、指定管理期間が本年 3 月 3 1 日までとなっておりますので、その後の 3 年間でこれまでと同様の内容で指定管

理者を指定するものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第7号に対する質疑を終わります。

日程第14、議案第8号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第14、議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

○保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）御説明申し上げます。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。本日の提出でございます。

公の施設の名称、位置、名称、壱岐市原島診療所、位置、壱岐市郷ノ浦町原島296番2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3、医療法人玄州会理事長光武新人。指定期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日。提案理由、壱岐市原島診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

原島診療所の診療日につきましては、三島診療所と同じく、毎週木曜日とし、三島診療所で午前中の診療が終わった後、原島に渡り午後2時から4時までの診療を予定しております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第8号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、議案第8号に対する質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。議案第1号損害賠償の額の決定についてから、議案第8号公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市原島診療所）についてまで、8件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

日程第 15、議案第 9 号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第 15、議案第 9 号平成 25 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第 9 号平成 25 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）について御説明いたします。

平成 25 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 186 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 229 億 6,945 万 8,000 円とします。第 2 項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

23 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。今回の補正につきましては、芦辺土地改良区が管理をしている梅ノ木ダム掲水機場の高圧電気基盤改修事業補助金について補正するものでございます。

8、9 ページをお開き願います。歳入は、10 款地方交付税 1 項 1 目特別交付税 186 万円を増額いたしております。

次に、10、11 ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。5 款農林水産業費 1 項 5 目農地費、土地改良区施設改修等事業は、別紙資料に記載のとおり、芦辺土地改良区が管理をしている梅ノ木ダム掲水機場の高圧電気基盤において、昨年 12 月 18 日の定期点検の際、経年劣化による液漏れが確認され、このまま放置をすると、ほかの機器への重大な影響を与えるおそれがあるため、今回、緊急的に改修に要する経費を補助率 87.5%、186 万円を補正いたしております。

なお、本来であれば国庫補助事業の活用が可能な事業でございますが、県営による更新計画もありましたが、今回、急を要するため国庫補助事業での改修が可能であったことを考慮し、受益者の負担を壱岐市農業農村整備事業実施に伴う負担区分細則に基づき、補助残の 2 分の 1 以内、12.5%といたしております。

以上で、平成 25 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）について説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、議案第 9 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第9号平成25年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

日程第16．請願第1号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第16、請願第1号壱岐カード詐欺事件に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。4番、音嶋正吾議員。

〔紹介議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

○紹介議員（4番 音嶋 正吾君） 請願第1号壱岐カード詐欺事件に関する請願書。

本日の提出でございます。

壱岐市議会議長町田正一殿、請願者、壱岐市郷ノ浦町本村触523NTTビル3階壱岐ひまわり基金法律事務所、弁護士、松坂典洋、紹介議員、壱岐市議会議員音嶋正吾。

請願の趣旨を御説明申し上げます。

SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社、アイフル株式会社及びCFJ合同会社を相手方とする壱岐カード詐欺事件に関し、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター及び前記の消費者金融業者らに対し、被害者らの属性、財産及び収入並びに事案の特殊性を踏まえ、早期かつ円満な解決がなされるよう要望する旨の決議をしていただきたい。

第2、請願の理由。

1、壱岐カード詐欺事件の概要について御説明を申し上げます。

本件は、平成15年ころから壱岐において崎山英人（以下、「崎山」と申し上げます）は、騙

取したローンカードを利用し、いわゆる奪い取ったですね、だまし取ったと申し上げますね、騙取したローンカードを利用し、金員を窃取する意図を隠し、ローンカード作成が必要なので助けてほしい、信頼できるあの人もやっているから安心などと依頼した。名義だけの会員になればよいもの（借り入れすることはない）と誤信し、カードを作成した者に対し、崎山はさらに、カードをロックする必要があるから預けてほしいなどと述べ、カードを騙取し、同カードを使用して消費者金融のＡＴＭまたは提携先ＡＴＭから限度額上限の金員を引き出した。以下、本件の詐欺事件と表現させていただきます。

２ 消費者金融業者との交渉状況について御説明を申し上げます。

本詐欺事件の被害者、受任者が１８８名受任されております。全員が壱岐市民または壱岐市出身者であります。アイフル、ＳＭＢＣコンシューマーファイナンス及びＣＦＪ等の消費者金融業者から貸金返還請求、１人頭５０万円から２５０万円相当、約２億円に上っております、を受けたことからやむなく、日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターに対し、上記消費金融業者らを相手とする紛争解決手続（ＡＤＲ）、いわゆる裁判外紛争解決手段とも申しますが、申し立てをいたしております。

請願者松坂典洋及び法テラス壱岐法律事務所の大橋征平弁護士は、福岡県弁護士会所属の５人の弁護士（森山大輔弁護士、黒木和彰弁護士、曾里田和典弁護士、柳沢賢二弁護士、河内美香弁護士）の協力を得て弁護団を結成して対応しておりますが、相手方らは約款に基づき、全額の支払いを主張しており、交渉は難航しております。

３、被害者らの窮状について御説明を申し上げます。

被害者らの多くは２０歳代または３０歳代の青年であり、十分な収入を得ていない、また崎山は、壱岐の濃密な人間関係を利用し、被害者らに知人を紹介させるため、被害者相互間の人間関係に多大な影響を及ぼしている。さらに、インターネット上の掲示板等に名誉及びプライバシーを侵害する書き込みがなされ、自殺者が複数名発生するなど震撼すべき２次災害が発生しております。

加えて、崎山は、被害者らのカードの窃取及び金融機関からの現金の窃取等について、懲役３年８カ月の実刑判決を受けており、被害者らは、刑事事件の被害者でもございます。

４、終わりに。

相手方らを当事者とする上記ＡＤＲ手続が早期かつ円満に解決することが、本件被害者らの経済的、精神的安定をもたらすものであるため、係る事案考慮の上、議員各位の格段の御高配を賜りますよう、頭書のとおり請願をいたす次第でございます。

以上でございます。

〔紹介議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから、請願第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号壱岐カード詐欺事件に関する請願については、議長を除く15人で構成する壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 御異議なしと認めます。よって、請願第1号については、議長を除く15人で構成する壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議長を除く15名を特別委員会の委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前11時51分休憩

.....

午前11時52分再開

○議長（町田 正一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

壱岐カード詐欺事件に関する請願の特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告します。委員長に6番、深見義輝議員、副委員長に8番、市山和幸議員に決定しました。

.....

○議長（町田 正一君） 以上で、本日の日程は終了しました。

あした1月28日は各常任委員会及び特別委員会を開催します。

また、1月30日木曜日午前10時から本会議を再開いたします。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分散会

.....